

■三重県LPガス料金高騰対策支援金 事業説明会での質問（Q & A）				3月27日時点
No	カテゴリ	Q（質問）	A（回答）	
1	事務費について【当日回答】	事務費はどこで請求されるか。	値引実施報告書で算出した件数と事務費の原資100円（税込）から算出します。支援金センターより支援金確定通知を送付しますのでご確認ください。	
2	値引の方法について【当日回答】	5月検針での値引きということだが、同一顧客で5月頭で閉栓し、5月末で再度開栓した場合の対応について、毎月の検針を5月15日に行っているが、閉栓時に検針を別途行っていた場合は、2回の値引きを行うことになるのか。	値引きは1回限りの事業となるため、2回分を値引くことはできません。例えば、5月検針の2回分を1回の請求にまとめられるのであれば可能な場合もございますので、個別にご相談ください。	
3	値引の方法について【当日回答】	5月1日に閉栓、1回目の検針をし、転居後同地域内で2回目の検針が5月に発生した場合はどうなるか。	検針票が発行されているガスメーターごとに、値引きの対象となります。それぞれが支援金の対象となります。	
4	値引の金額について【当日回答】	家庭用の事業者向けチラシの表記は値引価格最大1,200円（税抜き）としているが、税込み表記で周知してもよいか。	問題ございません。	
5	値引対象者について【当日回答】	よくある質問No25について、6月検針は対象外とのことだが、5月の使用分を6月に検針したとしても対象にはならないということか。	対象は5月1日検針のものになり、6月1日検針は対象外となります。判断が難しい場合、事前事後にコールセンターまでご相談ください。	
6	申請方法について【当日回答】	申請の流れとしては、通知番号以外は過去を踏襲すればよいか。	その通りです。受付通知番号は変更されますので、ご注意ください。	
7	申請方法について【当日回答】	交付申請時、今回は3期目のため、過去に提出をした販売事業者の証明や振込先が確認できる等、1期2期の内容を踏襲できないのか。	第2期終了時から期間が6か月以上経っていることや、事業内容が変更されていること、また個人情報を含む情報の流用という観点からも踏襲することが難しいため、改めて必要書類のご提出をお願いしております。	
8	その他【当日回答】	消費者向けチラシは事前に必要部数はもらえるのか。	交付申請書に必要部数を記入頂ければ、必要部数を配布いたします。交付決定通知の発送にかかわらず、交付申請後速やかに送付いたします。データは専用ホームページから、ダウンロード可能です。	
9	その他【当日回答】	交付決定通知に関わらず、値引きお知らせカードについても必要枚数がもらえるのか。	交付決定通知の発送にかかわらず、交付申請後速やかに送付いたします。データは専用ホームページから、ダウンロード可能です。	
10	値引対象者について【事業説明会後の回答】	月初に検針をして翌20日締めで請求をしているが、4月末で退去するために4月30日で検針した場合（5月20日請求の場合）は値引きの実施対象者になるか。	ガス利用者の方に、5月検針分であること、閉栓のため5月検針分を4月に請求することなどを、値引きの周知と併せてお知らせいただければ、値引きの対象となります。個別の対応については、事前事後にコールセンターまでご相談ください。	
11	申請方法について【事業説明会後の回答】	交付申請書等に社名などを記入する際、記入欄が足りない場合はどうするか。	手書きでご記入いただく場合、余白のスペースなどへ、読める形でご記入ください。エクセルデータへご入力いただく場合、1文字目のセルへ、すべてご記入いただく形でご入力ください。	
12	値引対象者について【事業説明会後の回答】	毎月月初に検針を行っているが、GWの関係で毎年4月分のみは4月末に検針としているが、こちらは対象になるか。	ガス利用者の方に、5月検針分であること、連休などの都合で5月検針分を4月に請求することなどを、値引きの周知と併せてお知らせいただければ、値引きの対象となります。個別の対応については、事前事後にコールセンターまでご相談ください。	
13	値引きの対象について【当日回答】	LPガス法改正された『三部料金制』の「設備料金」は、値引きの対象になるか。	LPガス法改正された『三部料金制』で実施する外出し表示された設備費用は値引きの対象になりませんので、値引を行わないように、ご注意ください。実績報告書の提出や値引確認書類の提出時に添付していただく請求書や明細書の審査で外出し表示された設備費用から値引きされていた場合、実績報告書と値引実施報告の値引額の減額修正した書類の再提出が必要となり、設備費用からの値引金額分は、事業者様のご負担となりますので、ご注意ください。	
14	値引きの対象について【当日回答】	LPガス法改正された『三部料金制』の「設備料金」から、値引きしてしまった場合、どのように申請すればよいか。	LPガス法改正された『三部料金制』で実施する外出し表示された設備費用は値引きの対象になりません。実績報告書と値引実施報告の値引額の減額修正した書類の再提出が必要となり、設備費用からの値引金額分は、事業者様のご負担となりますので、ご注意ください。	
15	値引きの対象について【当日回答】	利用者から、第1期第2期には無かった「設備料金」から、なぜLPガス料金の値引ができないのかと、問い合わせがあった。どのように答えればよいか。	2025年4月2日より施行されるLPガス法改正により、ガス料金の表示を、基本料金、重量料金、設備料金、の3つに分けることが義務付けられました。本事業は、ガス料金の価格高騰対策の事業のため、ガス機器などの設備の費用を値引くことができません。このため、今回のLPガス料金値引き（第3期）では、5月検針分から「設備料金」を除いた請求額から値引きを行っています。	